

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人れしーぶ
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年12月6日から7日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- (1) 過去の指摘事項と同様の指摘事項が多数あるので、必ず改善すること。
- (2) 法人運営及び会計面について不適切な取扱いが多数あるので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- (3) 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。
- (4) 今回の指摘事項を受けて過年度決算を修正する場合、理事会及び評議員会の承認を得て行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和2年6月10日の理事会において、評議員会の場所が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、その際、貴法人は「理事会の決議において、評議員会の場所を確実に決議し議事録に記載する。評議員会招集通知も（中7日間）以上を開けた時期に通知を行う。」と回答しているものの改善されていない。前回だけでなく過去にも同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12）</p>	<p>令和3年12月以降は、理事会による評議員会の開催決議は、指摘された評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に対して招集するよう再度理事会で確認し、今後は必ず改善する。</p>
2	<p>令和3年6月10日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）</p>	<p>令和3年12月以降は、監事の選任決議において、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあり、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証する同意書又は理事会の議事録へ記載し監事の過半数の同意が得た文書を保存する。</p>
3	<p>令和3年3月19日開催の評議員選任・解任委員会について、理事会で評議員選任・解任委員会の招集を決定することなく同委員会を開催していた。</p>	<p>令和3年12月以降は、評議員選任・解任委員会の開催について理事会で決議の上召集</p>

文書指摘事項		是正・改善状況報告																														
	<p>については、評議員選任・解任委員会の開催について理事会で決議の上召集すること。</p> <p>なお、本件については、前回にも同様の指摘をしており必ず改善すること。</p> <p>(評議員選任・解任委員会運営規程第8条)</p>	<p>することを確実にを行うよう改善する。</p>																														
4	<p>計算書類の附属明細書について、次のような不備があった。</p> <p>① 貸借対照表に退職給付引当金が計上されている全ての拠点区分の引当金明細書に、退職給付引当金が記載されていなかった。</p> <p>② れしーぶ拠点区分の資金収支明細書について、法人本部及び居宅介護支援事業のサービス区分で当期末支払資金残高にマイナスが発生しているが、サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書に記載されていなかった。</p> <p>③ つばさ拠点区分の積立金・積立資産明細書について、施設・設備等整備積立資産及び車両運搬具積立資産について、当期増加金額欄の記載がないため、期末残高が前期末残高が同額のまま記載されていた。</p> <p>④ 借入金明細書に支払利息の利率が記載されていなかった。</p> <p>については、計算書類の附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>なお、①から③までについては、前回も同様の指摘をしており、それに対して貴法人は「附属明細書の作成について計算書類と整合させ適正に処理する。① 令和2年度決算までに引当金明細書に退職給付金引当金を記載する。② 令和2年度決算までにサービス区分間貸付金残高明細書を作成し適正に処理する。③ 期末残高の金額を見直し適正に処理する。」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い26(2))</p>	<p>令和3年度決算においては、再度、附属明細書の作成について計算書類と整合させ適正に処理する。</p> <p>① 令和3年度決算までに引当金明細書に退職給付金引当金を記載する。</p> <p>② 令和3年度決算までにサービス区分間貸付金残高明細書を作成し適正に処理する。</p> <p>③ 令和3年度決算までに期末残高の金額を見直し適正に処理する。</p> <p>④ 令和3年度決算までに借入金明細書に支払利息の利率を記載する。</p>																														
5	<p>事業活動計算書と国庫補助金等特別積立金明細書が次のとおり一致していなかった。</p> <p>(事業活動計算書) (単位：円)</p> <table border="0"> <tr> <td>法人全体</td> <td>施設整備補助金収益</td> <td>2,826,149</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>取崩額</td> <td>△16,237,552</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>積立額</td> <td>7,863,000</td> <td></td> </tr> </table> <p>(国庫補助金特別積立金明細書)</p> <table border="0"> <tr> <td>合計</td> <td>当期積立額</td> <td>2,826,149</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取崩額</td> <td>11,200,701</td> </tr> </table> <p>○拠点ごとの確認 (事業活動計算書) (国庫補助金特別積立金明細書)</p> <p>●れしーぶ拠点</p> <table border="0"> <tr> <td>積立金取崩額</td> <td>△1,511,884</td> <td>取崩額</td> <td>73,048</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>1,873,000</td> <td>積立額</td> <td>434,164</td> </tr> <tr> <td>収益額</td> <td>434,164</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	法人全体	施設整備補助金収益	2,826,149			取崩額	△16,237,552			積立額	7,863,000		合計	当期積立額	2,826,149		取崩額	11,200,701	積立金取崩額	△1,511,884	取崩額	73,048	積立額	1,873,000	積立額	434,164	収益額	434,164			<p>令和3年度決算までに会計基準に基づき、事業活動計算書と国庫補助金等特別積立金明細書が一致するように整合性と図るよう改善する。</p>
法人全体	施設整備補助金収益	2,826,149																														
	取崩額	△16,237,552																														
	積立額	7,863,000																														
合計	当期積立額	2,826,149																														
	取崩額	11,200,701																														
積立金取崩額	△1,511,884	取崩額	73,048																													
積立額	1,873,000	積立額	434,164																													
収益額	434,164																															

文書指摘事項		是正・改善状況報告																																																																								
	<p>●ぬくもり拠点</p> <table border="0"> <tr> <td>積立金取崩額</td> <td>△3,065,000</td> <td>取崩額</td> <td>2,400,000</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>665,000</td> <td>積立額</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>収益額</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>●ゆず拠点</p> <table border="0"> <tr> <td>積立金取崩額</td> <td>△5,522,617</td> <td>取崩額</td> <td>4,510,602</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>1,646,000</td> <td>積立額</td> <td>633,985</td> </tr> <tr> <td>収益額</td> <td>633,985</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>●つばさ拠点</p> <table border="0"> <tr> <td>積立金取崩額</td> <td>△2,095,568</td> <td>取崩額</td> <td>1,578,568</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>1,157,000</td> <td>積立額</td> <td>640,000</td> </tr> <tr> <td>収益額</td> <td>640,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>●こはる拠点</p> <table border="0"> <tr> <td>積立金取崩額</td> <td>△1,512,027</td> <td>取崩額</td> <td>1,097,027</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>663,000</td> <td>積立額</td> <td>248,000</td> </tr> <tr> <td>収益額</td> <td>248,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>●くらは拠点</p> <table border="0"> <tr> <td>積立金取崩額</td> <td>△2,203,582</td> <td>取崩額</td> <td>1,414,582</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>789,000</td> <td>積立額</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>収益額</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>●HALPLACE 拠点</p> <table border="0"> <tr> <td>積立金取崩額</td> <td>△326,874</td> <td>取崩額</td> <td>126,874</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>1,070,000</td> <td>積立額</td> <td>870,000</td> </tr> <tr> <td>収益額</td> <td>870,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。 (運用上の取扱い26(2))</p>	積立金取崩額	△3,065,000	取崩額	2,400,000	積立額	665,000	積立額	0	収益額	0			積立金取崩額	△5,522,617	取崩額	4,510,602	積立額	1,646,000	積立額	633,985	収益額	633,985			積立金取崩額	△2,095,568	取崩額	1,578,568	積立額	1,157,000	積立額	640,000	収益額	640,000			積立金取崩額	△1,512,027	取崩額	1,097,027	積立額	663,000	積立額	248,000	収益額	248,000			積立金取崩額	△2,203,582	取崩額	1,414,582	積立額	789,000	積立額	0	収益額	0			積立金取崩額	△326,874	取崩額	126,874	積立額	1,070,000	積立額	870,000	収益額	870,000			
積立金取崩額	△3,065,000	取崩額	2,400,000																																																																							
積立額	665,000	積立額	0																																																																							
収益額	0																																																																									
積立金取崩額	△5,522,617	取崩額	4,510,602																																																																							
積立額	1,646,000	積立額	633,985																																																																							
収益額	633,985																																																																									
積立金取崩額	△2,095,568	取崩額	1,578,568																																																																							
積立額	1,157,000	積立額	640,000																																																																							
収益額	640,000																																																																									
積立金取崩額	△1,512,027	取崩額	1,097,027																																																																							
積立額	663,000	積立額	248,000																																																																							
収益額	248,000																																																																									
積立金取崩額	△2,203,582	取崩額	1,414,582																																																																							
積立額	789,000	積立額	0																																																																							
収益額	0																																																																									
積立金取崩額	△326,874	取崩額	126,874																																																																							
積立額	1,070,000	積立額	870,000																																																																							
収益額	870,000																																																																									
6	<p>ぬくもり拠点の軽費老人ホームと地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス区分間において、共通支出及び共通費用が一方のサービス区分にのみ配分されており、配分が適正ではなかった。 については、合理的な基準に基づいて配分すること。 なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、その際、貴法人は「サービス区分間の共通支出と共通費用の配分について適正に処理する。」と回答しているものの、水道光熱水費、消耗品費など改善されていないものがあるので、必ず改善すること。 (会計省令第20条第2項、運用上の取扱い7、留意事項13(1))</p>	サービス区分間の共通支出と共通費用の配分について令和3年度決算においては、指摘を改善する。																																																																								
7	<p>ゆず拠点区分について、鳥取県IT導入助成金514,000円が雑収入に計上されていた。この助成金でソフトウェア(福祉施設向け業務支援ソフト)を購入しているが、資金収支計算書において施設整備補助金収入に計上されていなかった。 また、国庫補助金等特別積立金明細書にも計上されていなかった。</p>	令和3年度決算では、補助金で取得したものを、施設整備補助金収入に計上するとともに、国庫補助金等特別積立金明細書に計上する。また、過年度を含めた処理を行うよう改善する。																																																																								

文書指摘事項		是正・改善状況報告
	<p>については、補助金で取得したものであるため、施設整備補助金収入に計上するとともに、国庫補助金等特別積立金明細書に計上すること。</p> <p>(運用上の取扱い10、留意事項15(1)、留意事項勘定科目説明(別添3))</p>	
8	<p>つばさ拠点区分で清水基金からの助成1,600,000円について、国庫補助金等特別積立金に積立てられていなかった。</p> <p>本件については、前回も同様の文書指摘をしており、その際貴法人から「助成団体から受領した助成金について、国庫補助金等特別積立金積立額として、事業活動計算書の特別費用に計上するよう改善した。また、国庫補助金等特別積立金明細書に記載し、固定資産管理台帳の区分に加えるよう改善した。」と回答されているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い10、留意事項15(1))</p>	<p>清水基金の助成金等の処理は、令和3年12月以降から受領した助成金については、今後必ず、国庫補助金等特別積立金積立額として、事業活動計算書の特別費用に計上する。清水基金助成金の処理は、今年度決算までに改善する。</p>
9	<p>事務長が法人本部の出納職員となっているが、辞令書に法人本部の記載がなかった。</p> <p>また、前回監査で「会計責任者及び出納職員について、経理規程第9条において各拠点区分に会計責任者を置き、各拠点区分又はサービス区分に出納職員を置くと規定しているが、辞令書においては事業所ごとに任命していたため、経理規程と実態が相違していた。については、辞令書を交付する際は、経理規程に基づき正確に記載すること。」と指摘し、貴法人は「経理規程に従い、各拠点区分毎を原則に会計責任者及び出納職員の任命を行い、辞令書を交付する。」と回答しているが、前回監査以降に任命された者は経理規程に基づいた記載となっていたが、それ以前に任命された者は、事業所ごとに任命されたままだった。</p> <p>については、前回監査以前に任命された者についても、経理規程に従って会計責任者及び出納職員の任命を行い、改めて辞令書を交付すること。</p> <p>(経理規程第8条)</p>	<p>指導監査後の令和3年12月に、前回監査以前に任命された者についても、経理規程に従って会計責任者及び出納職員の任命を行い、改めて辞令書を交付した。</p>
10	<p>HALPLACE拠点区分において、資金収支明細書では就労支援事業製造原価支出の金額が415,855円であるのに対し、事業活動明細書の就労支援事業費用では615,855円となっていた。</p> <p>については、不一致の原因を究明の上で報告し、附属明細書の正確な作成を行うこと。</p> <p>(会計省令第12条及び第19条)</p>	<p>不一致の原因は、最終決算書類の差し替えに不備があったことによる間違いであったため、決算書類の整理を適正に行い附属明細書の正確な作成を行った。</p>
11	<p>計算書類に対する注記について、次のような不備があった。</p> <p>① 重要な会計方針について、貸借対照表に退職給付引当金が計上されているにもかかわらず、引当金の計上基準に退職給付引当金の計上基準が記載されていなかった。</p>	<p>令和3年度決算までには、経理規程との整合性を図り、</p> <p>① 退職給付引当金の計上基準を会計方針に記載する。</p> <p>② 計算書類と拠点区分、サ</p>

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
	<p>については、退職給付引当金の計上基準を会計方針に記載すること。 (会計省令第29条第1項第2号)</p> <p>② 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分について、各拠点区分におけるサービス区分の内容のうち、ゆず拠点区分、つばさ拠点区分及びくらら拠点区分のサービス区分の内容が経理規程と相違していた。 については、経理規程と注記の整合性を図ること。 (経理規程第6条第4項)</p>	<p>サービス区分について、各拠点区分におけるサービス区分の内容のうち、ゆず拠点区分、つばさ拠点区分及びくらら拠点区分のサービス区分の内容が経理規程と相違しないように改善する。</p>
12	<p>A理事からの60,000円での車両購入について、理事が自己又は第三者のために社会福祉法人与取引をしようとする事は利益相反取引に該当するにもかかわらず、事前に当該取引について事前に理事会の承認を受けていないため、無効な取引となっていた。</p> <p>については、車両購入の適否について理事会の承認を受けること。なお、本取引によって法人に損害が生じた場合、A理事は任務懈怠を理由に損害賠償責任を負うこともあり得るので、利益相反取引の実施に当たっては特に注意すること。</p> <p>また、利益相反取引の適否を承認する理事会にあつては、利害関係を有する理事は当該決議に参加できないので、念のため申し添える。</p> <p>おつて、車両購入を承認する場合にあつては、価格の妥当性を判断する資料を用い、購入金額を決定すること。 (法第27条、法第45条の16第4項によって準用される一般法人法第84条)</p>	<p>令和3年12月以降は、理事と社会福祉法人与の取引が利益相反取引にならないよう特に注意し令和4年3月理事会で改善を図ることを徹底するとともに、既に行われた車両購入の適否について付議する。</p>